

北海道野幌高等学校校則

1. 生徒心得

本校生徒は、つねに、学生としての本分を忘れず、この心得を守ってお互いに人格を尊重しあい、自分の都合ばかりを考えないで、他人のためにも力をつくそうとする心をもって生活しよう。

I 校内生活

1. 始業時刻、その他決められた時刻を厳守し、団体生活に支障のないようにする。
2. 欠席の場合は、あらかじめ保護者からホームルーム担任に届け出る。
3. 欠課、または早退するときはホームルーム担任の許可を受ける。特に早退の場合は、許可証を携帯する。
4. 教科授業の始めと終わりは礼をする。
5. 金銭については、各自で責任をもって管理し、必要以上持参したり、貸借したりしない。
6. 上靴は学校指定のものとする。
7. 放課になるまで許可なく外出しない。やむをえず外出するときはホームルーム担任の許可を受けてからとし、許可は生徒手帳記入により行う。
8. 下校時刻以降及び休日中の校舎使用については、担当教職員を通じ、許可を得てから使用する。
9. 校舎内外の美化につとめ、土足や落書き、その他校舎校具を破損することがないようにする。
10. 危険物（刃物やライター等）や盗難の恐れのある高価なものは学校に持ち込まないこと。

II 校外生活

1. 外出するときは、身分証明書を携帯する。
2. 校内外を問わず、喫煙、飲酒、あるいは暴力、脅迫行為等、本校生徒として著しく品位をきずつける行為をしない。
3. パチンコなどのギャンブル行為の店には出入りしない。
4. 住所に変更のあった場合は、所定の様式によりただちにホームルーム担任に届け出る。
5. 旅行、登山、キャンプ等の実施にあたっては、目的、行先、経費、日程、氏名等を明確にし、保護者の承認を得る。
6. 外出の際は、家人に行先、帰宅時間を明示し、心配をかけぬようにする。
7. 夜間の外出はできるだけ避け、午後10時には帰宅しているようにする。
8. 友人、知人間の宿泊は、双方の保護者の承認を必要とする。
9. 映画、興行物などについては、青少年に観覧させることを禁止されたものを除き、それぞれ正しい判断によって選ぶ。
10. 交通規則を遵守すること。特に無免許での車両の運転・乗車など危険な行為は絶対にしないこと。

III 政治的活動

1. 校内における政治的活動等は、学校教育上の支障が生じる場合に限り、制限、あるいは禁止する。
2. 校外での政治活動は、違法、暴力的な活動になるおそれが高いと認められる場合、学業や生活に支障があると認められる場合、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合に限り、制限、あるいは禁止する。

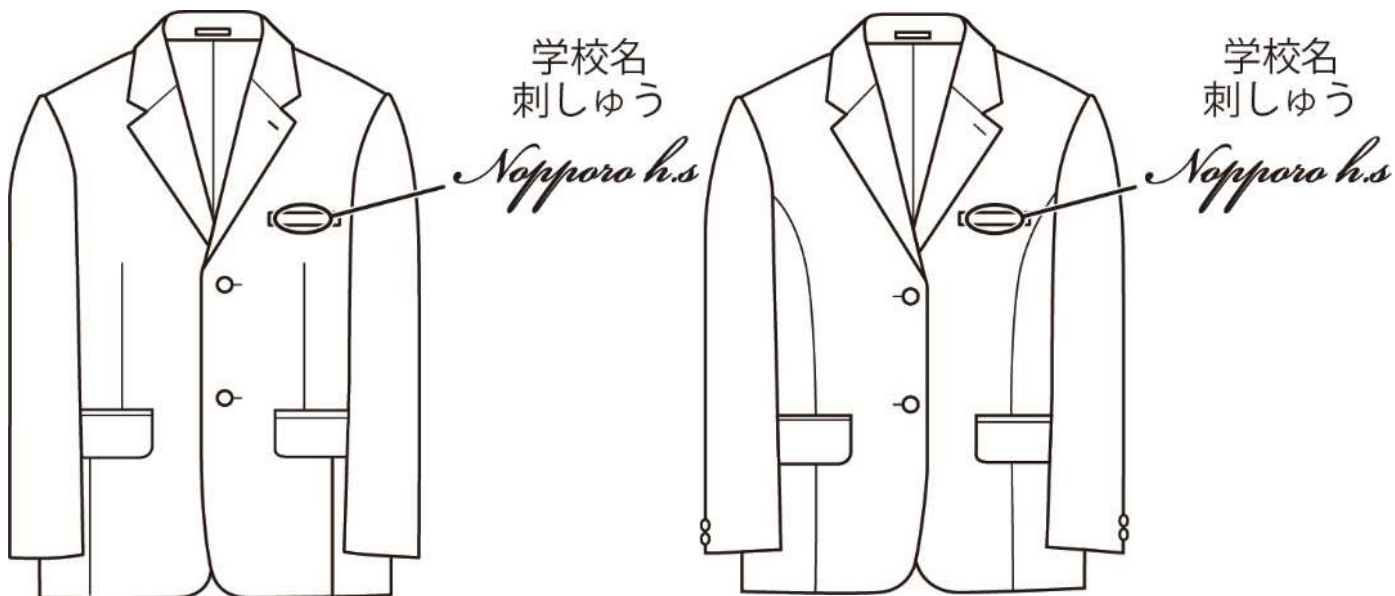
Ⅳ 服装・頭髪等

1. 服装は本校所定のものを正しく着用する。
別掲図示（生活　－ 3 －　－ 4 －　－ 5 －）
 - ①本校指定の濃紺ジャケットを着用しネクタイを襟元に正しくつける。
 - ②夏期（概ね6月～9月）には上衣を指定半袖シャツとし、寒い場合は本校指定のベスト・カーディガン・本校指定の濃紺ジャケットを着用する。
 - ③スカート丈は膝頭を中心に ± 5 cmを目安に着用する。ウエストの部分で折り返すことはしない。
 - ④男女とも制服を变形しない。
 - ⑤夏季にシャツを着る際には、ボタンをひとつまで開けてもよい。
2. 上着・コート類
通学に支障のないものとし、指定のジャケットを着ずに、コート類を着用しない。
3. 靴下
スカートを着用する場合は、黒、または濃紺のソックスとする。
4. 外靴
通学に支障のないものとし、ヒールやサンダル、スリッパなどは禁止とする。
5. 装身具等
 - ①指輪、ネックレス・ブレスレット・ピアス等の装身具をつけない。
 - ②学習活動に支障が出る、異様で奇異な化粧や、グリッターメイク（ラメメイク）等は禁止とする。
 - ③マニキュア、カラーコンタクト等はしない。
6. 頭髪等
清潔を心がけ、他に不快な感じを与えないようにする。異様で奇異な髪型は禁止とする。
 - ①頭髪には故意に手を加えない。頭髪の染色や脱色、パーマ・エクステ等をしない。
 - ②眉には、極端に手を加えない。

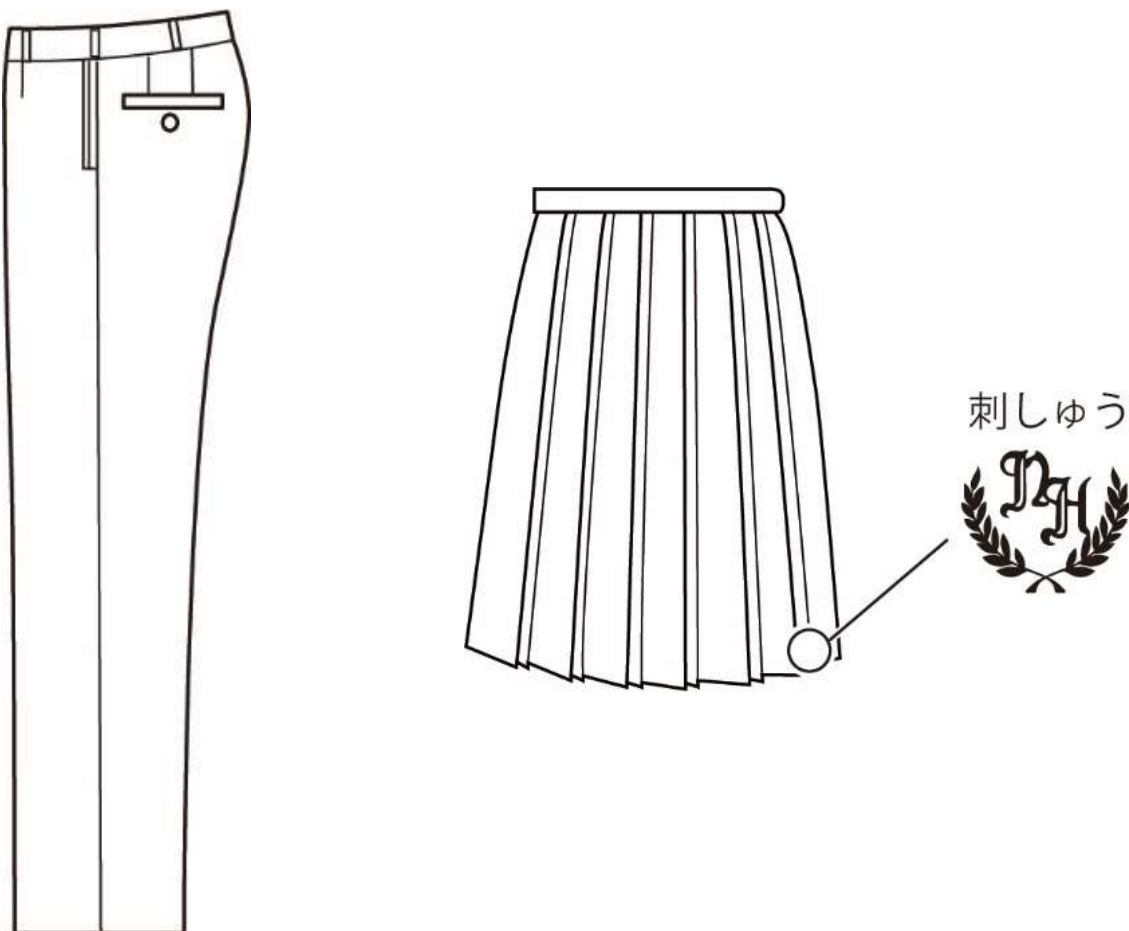
資料 制服（令和元（2019）年度入学生より）

【全員購入品】

(1) 上衣（右ボタン・左ボタンのどちらかを選択してください。）



(2) 下衣（スラックス・スカートを選択してください。複数購入可。）



- (3) シャツ（右ボタン・左ボタンのどちらかを選択してください。）
ただし、長袖 1 枚・半袖 1 枚の計 2 枚は必ず購入してください。

<長袖シャツ>



<半袖ポロシャツ>



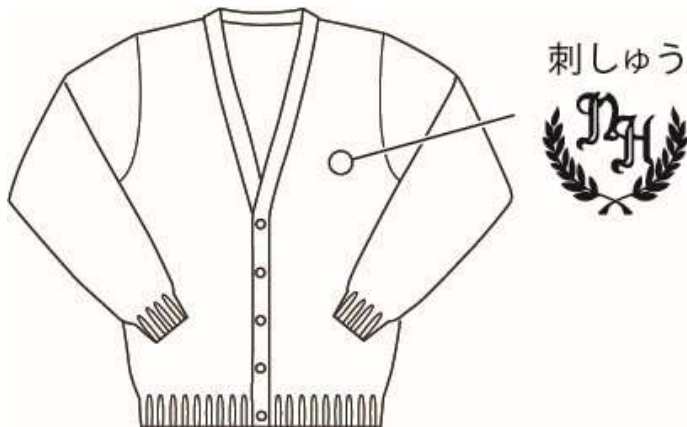
- (4) ネクタイ



【任意購入品】（全員購入ではなくオプション扱いです。）

ただし、下記の本校指定のものしか着用できません。

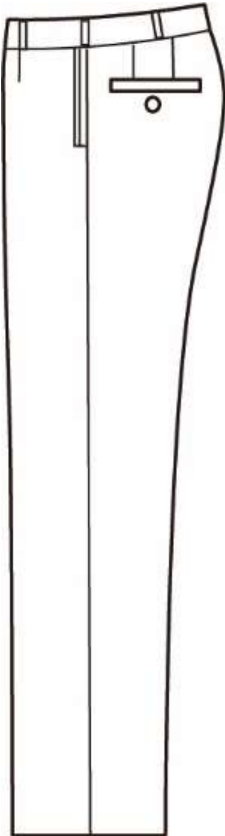
＜長袖カーディガン＞



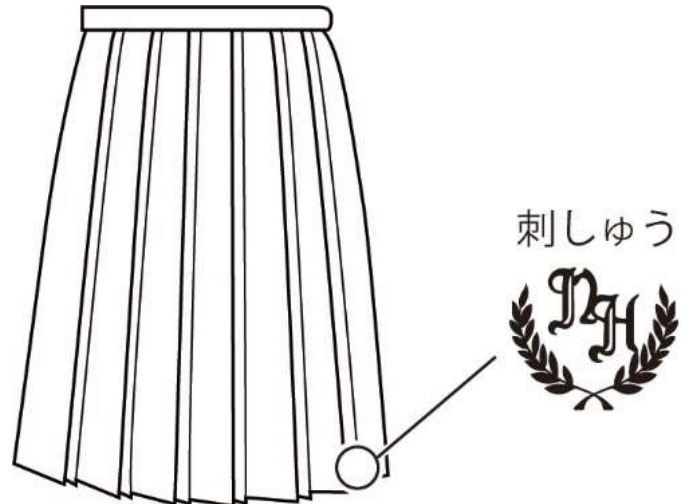
＜ニットベスト＞



＜夏季用スラックス＞



＜夏季用スカート＞



V 男女等交際

つねに学生であることを自覚し、節度をもち、双方の保護者の意見を尊重すること。

VI 交通安全

1. 列車・バス通学生等

- ①定期券の期限に注意し、不正乗車のないようにすること。
- ②係員の指示に従い、高齢者、幼児、妊婦、病弱者等には、席をゆずるように心がけること。また、乗物内では静粛にし、他の乗客の迷惑にならないようにつとめる。
- ③乗車時の集合は早めにして列を守り譲り合い危険防止につとめること。また停留所等の利用のマナーを厳守すること。
- ④歩道通行を守り、横に並んで歩行しないこと。また、道路の横断には、特に気をつけること。

VII. 携帯情報端末について

1. スマートフォンやタブレットなどの携帯情報端末は、原則、学習活動中は電源を切り、各自で責任をもって保管する。
2. 休み時間や放課後等は、学習活動に支障がでないよう適切に使用する。
3. 学習活動等で使用する場合は、担当者の指示に従う。
4. 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないように注意するとともに、誹謗中傷にあたる行為は行わない。
5. 学校内のコンセントを用いて充電を行わない。
6. 上記の条件が守れないようであれば、端末を一時預かり使用を禁止する。

2. 車両運転による通学について

1. 自転車通学の許可について

- ①自転車通学は、自転車保険等への加入を必要とし、校長の許可を受けること。
- ②自転車通学を希望するものは、学校所定の用紙に必要事項を記入し保護者連署の上、校長に許可願を提出すること。
- ③自転車通学生の心得。自転車通学生は次の注意事項を守り絶対に事故をおこさないこと。
 - (ア) 身分証明書を携帯すること。
 - (イ) 届け出の通学路を厳守すること。
 - (ウ) 法令を遵守すること。
 - (エ) 許可期間を厳守すること。但し期間中といえども降雪等により道路事情が悪くなったときは停止すること。
 - (オ) 交通法規を厳守すること。
 - ・歩行者優先、こども、高齢者には特に注意をすること。
 - ・道路の左側を一列で進み、並進しないこと。
 - ・手ばなし、片手運転、ながら運転、二人乗りはしないこと。サンダル等をはいて乗らないこと。
 - ・雨天の時、傘の使用はしないこと。
 - ・暗くなったときは必ず前灯をつけること。

2. 自転車以外の車両通学について

- ①いかなる車両も利用しないこと。

3. 車両運転免許取得について

- ①車両運転免許については許可制とし、無断での免許取得は厳禁とする。
- ②使用目的が明確でないものは取得しないこと。
- ③免許取得を希望する生徒は、学校所定の用紙に必要事項を記入し保護者連署の上、校長に許可願を提出すること。
- ④免許取得の時期については次の通りとし、原則としてそのための欠席・欠課はしな

いこと。

- ⑤自動車学校入校手続きは、就職内定を得た者、または11月1日以降とし、所定の手続きを経てから入校可能とする。
- ⑥取得した免許証は、卒業式終了時まで保護者が責任をもって預け、一切運転しないこと。
- ⑦自動二輪車（バイク）の免許取得は禁止とする。

3. アルバイトの心得

アルバイトについて原則的には、生徒及び保護者の「届け出」が必要であり、以下の事項をよく理解の上、自覚と責任をもって申し出ること。なお、アルバイトを希望する場合は必ず担任と連絡をとること。

- 1. 次の事項に該当する場合は認めないか、アルバイト中であっても禁止とする。
 - ①学習意欲に乏しく、成績不振の場合
 - ②遅刻・欠席などが多い場合
 - ③非行事故を起こした場合
 - ④居酒屋など、アルコール類の販売を主とする飲食店や、危険有害業務
- 2. アルバイト時間は法令を遵守すること。また、アルバイト終了が夜間になる場合は午後10時までには帰宅すること
- 3. アルバイト中は社会人と接触する機会が多くなるので、飲酒・喫煙などの非行には十分注意すること。
- 4. アルバイト中は「身分証明書」を常に携行すること。
- 5. アルバイト中は、雇用先の規則を厳守し、真面目に仕事をするよう心がけること。

(昭和58年3月改正)

(昭和59年4月一部改正)

(平成16年4月一部改正)

(平成29年4月一部改正)

(平成30年4月一部改正)

(平成31年4月一部改正)

(令和3年4月一部改正)

(令和4年4月全面改正)